

交付申請の流れ

事前相談
 ※予定している改修工事や補助金交付制度について
 事前にご相談ください。

交付申請

- 「必要書類」
- ① 交付申請書（様式1号）
 - ② 住民票（申請日前30日以内）
 - ③ 建物の所有者を確認できる書類の写し
 （固定資産税の納税通知書、登記簿、名寄帳など）
 - ④ 承諾書（申請者が対象住宅の所有者でない場合）
 - ⑤ 対象住宅の建築年月日等がわかる書類
 - ⑥ 相続日が確認できる書類（空き家の場合）
 - ⑦ 補助対象住宅を購入したことが分かる書類（空き家の場合）
 - ⑧ 市税の滞納がない証明書（申請日前30日以内）
 - ⑨ 耐震診断結果報告書及び耐震補強計画書
 - ⑩ 省エネ性能等がわかる書類（省エネ改修工事を行う場合）
 - ⑪ 改修工事見積書の写し

【工事開始前に申請】
 ※交付申請から交付決定まで **1ヶ月程度** 要します。

補助条件一致

補助条件不一致

交付決定通知

不交付決定通知

工事内容に変更が生じた

- 「必要書類」
 ※補助金の増額はできません。
- ① 変更申請書（様式3号）
 - ② 変更後の工事見積書の写し
 - ③ 変更工事設計書（図面）

施工業者と契約

工事変更申請

【交付決定後に契約の締結】
 ※必ず、補助金交付決定を受けてから、契約の締結をしてください。

補助条件一致

補助条件不一致

工事着手

変更承認通知

不承認通知

補助金の請求

- 「必要書類」
- ① 完了実績報告書（様式5号）
 - ② 工事写真（施工前、施工中、施工後）
 - ③ 施工建設会社等と締結した契約書の写し
 - ④ 工事代金支払領収書の写し（支払先は申請者に限る）
 - ⑤ 請求書（様式6号）
 - ⑥ 転居又は転入後の住民票の写し
 （補助金交付申請時、対象の住宅に住んでいない場合）
 - ⑦ 地震に対する安全性が確保された住宅等へ住み替えを行うことが確認できる書類の写し
 （建替え等に伴う除却工事を行った場合）
 - ⑧ アンケート用紙

【工事写真】
 ※全ての工事箇所の施工前・施工中・施工後の写真を記録すること
 （各工程2～3枚）

補助金の交付



受付・問い合わせ窓口
 筑紫野市建設部建築課（市役所3階）
 電話（092）557-5136